

住宅地に巨大ビル型納骨堂

名義貸しの疑い濃厚に

大阪市は許可取り消しを

大阪市淀川区 住民が反対運動・訴訟

大阪市淀川区の住宅地に巨大ビル型納骨堂の建設計画が持ち上がり、周辺住民が大阪市に経営許可の取り消しを求める訴えを大阪地裁に起こしています。寺院の名義を借りた業者が、営利目的に経営するのではとの疑いが持たれています。裁判は6月19日に5回目の弁論を迎えましたが、大阪市側は争う姿勢を崩していません。

6千基収蔵の6階建てビル

納骨堂は、門真市の宗教法人宝蔵寺が計画しているもの。場所は地下鉄御堂筋線西中島南方駅にほど近い住宅地です。605平方メートルの敷地に、鉄筋コンクリート地上6階建ての「宝蔵寺別院」を建設。6千基余りを収蔵

普段は誰もいない無人の寺

宝蔵寺は大阪市北区長柄の国分寺の末寺で、住職は国分寺の合田和教住職が兼任しています。2016年末ごろに計画が知らされ、住民が門真市内の宝蔵寺を訪ねたところ、寺は柵があり中に立ち入ることができませんでした。

寺の連絡先は、副住職の携帯電話番号。近隣の住民に尋ねても、「宝蔵寺の檀家を知らない」「普段はあの寺には誰もいない」との話があったとい

活動実績なくても問題なし

市の基準では、申請時に土地を登記してから6カ月以上経っており、登記事項説明書に「従たる事務所」が記載されている必要があります。

条例制定求め住民が陳情書

文科省が所管する宗教法人の場合は、宗教活動の実績を確認しますが、府は当地で宗教活動ができるかを審査するため、「活動実績がなくても問題ない」としています。

「なぜこんな寺が大阪市内に6千基も収蔵する納骨堂を立てるのか」と不審に思った住民たちは、「西中島地域環境を守る会」を結成し、提訴に踏み切りました。

住民が反対も府と市が許可

墓地や納骨堂などを経営するには、自治体の許可が必要で、墓地埋葬法に基づく大阪市の審査基準では、「申請地から300メートル以内に学校、病

多くののぼりが掲げられています。

住民らが情報公開請求で入手した資料によると、市は17年5月に国分寺で寺側と会い、寺側は門真市内の宝蔵寺には寺の関係者が住んでいると主張。市に対し「反対している市民を扇動しているのか」と発言し、市職員が弁明する様子が見られます。

守る会の能勢治郎代表は、「住環境が損なわれる恐れがある。住民への対応も不誠実だ」と憤ります。計画を認められた府や市の対応にも「驚いてい

2度の住民説明会も流会し

過去2回行われた寺側の住民向け説明会は、内容を建設に関することに限定したため、反発した住民側が1人も参加せず、流会しました。檀信徒と話したいという住民の要望にも、寺側はこれまで応えていません。

建設業者は当初、大手住宅総合メーカーでしたが、現在は複業工務店になっています。

守る会は17年11月、大阪府議会に、経営許可処分を取り消しや、納骨堂建設に関する条例制定を求める陳情書を提出しています。「業者が、檀家減少で経営が苦しくなった寺院と手を組んで、大型の機械式立体納骨堂を建てようとする事例が増えている」として、宝蔵寺が寺院としての実体が

ないことや、檀信徒数も裏付けがないなどと訴えています。

暴力団がらみの事件も発生

ビル型納骨堂をめぐるでは昨年、老舗宗教法人を母体とする「梅旧院光明殿(大阪市浪速区)の運営会社社長が巨額の脱税を行い、暴力団への資金提供したとして背任容疑で逮捕される事件が起きています。



寺院としての実体や檀信徒の存在が疑われる宝蔵寺の納骨堂建設予定地
＝6月22日、大阪市淀川区内